						建築に	あたっての事前 (変更	1届出書 2届出書)			
	ᇷᆕ	5 1. E /							令和	年	月	日
	仲广	市長	夕				住 所					
						届出者	氏 名					
						(建築主)	(法人にあっては,					
							名称及び代表者名					
							電 話	()		_	
		神戸	ョ市民の	住環境	竟等をまもりる	そだてる条	:例第5条の2第1 (第5条の3)	項の規定	ごにより, 次の	とおり届け	け出ます。	
代	代理者の資格,		()建	築士	() 登録第		号 氏名			
氏	名,事	務所名	() 建	築士事務所	() 知事登録第		号 名称			
及	及び所在地等		住所						電話()		-
建	築物の	の敷地の										
所	在及で	び地番	神戸市			区						
確認	申請	先(予定)	□神戸	市建築	築主事	□ 指定確	雀認検査機関(名科	5)
		事 項 内容)	(変更)	の届出	の場合 事前	「届出書の多	受付年月日及び番	号 平成・令	和 年	月	日第	号
※受	/											
	付日.	及び番号						第		号		
*	:付日	及び番号						添付図 □ 開発 □ 土地	書又は書面 ・宅造関係調 ・区画整理法第 計画法第53条	(書 (576条許可)	市・ 申請書	不要)
※ 関係	地	区計画		田益田	都市局		->'妆雪田 ⇒上	添付図 開発地市 日本 設	·宅造関係調 区画整理法第 計画法第53条 局	書 (176条許可 · 第65条計	市・申請書 可申請書 環 境 局	
関係課	地		事業管理	里課	都 市 局景観政策課		進課 計画課(道路)	添付図 開発地市 日本 設	·宅造関係調 区画整理法第 計画法第53条	書 (176条許可 · 第65条計	市 · 申請書 可申請書	
関係課処理	地	区計画		里課			進課 計画課(道路)	添付図 開発地市 日本 設	·宅造関係調 区画整理法第 計画法第53条 局	書 (176条許可 · 第65条計	市・申請書 可申請書 環 境 局	
関係課処	地指	区計画	事業管理		景観政策課		進課 計画課(道路)	添付図 開発地市 日本 設	· 宅造関係調育区画整理法第計画法第53条 計画法第53条 局 道路)計画課 港湾局	((() () () () () () () () ()	市書書	
関係課処理	地指	区計画 導 課	事業管理		景観政策課		進課 計画課(道路)	添付図 開発地市 日本 設	· 宅造関係調育区画整理法第計画法第53条 計画法第53条 局 道路)計画課 港湾局	((() () () () () () () () ()	市書書	調)
関係課処理	地指	区計画 導 課	事業管理		景観政策課		進課 計画課(道路)	添付図□ 開発地□ 都市□□□ 建 設 管理課(· 宅造関係調育区画整理法第計画法第53条 計画法第53条 局 道路)計画課 港湾局	((() () () () () () () () ()	市書書	福 祉 局
関係課処理欄	地指指	区計画 導 課 建築物 そ	事業管理の他判定(建築指	景観政策課導部)	まち再生推	理欄	添付図□ 開発地市□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	· 宅造関係調育区画整理法第計画法第53条 計画法第53条 局 道路)計画課 港湾局	((() () () () () () () () ()	市請申司 環業 保福社課 深葉 保福社課 湯素	福祉局生活衛生課
関係課処理欄	地指指	区計画 導 課	事業管理の他判定(建築指	景観政策課 導部) ※建築住宅局類 (日間間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	まち再生推		添付図□ 無報	· 宅造関係調育区画整理法第計画法第53条 計画法第53条 局 道路)計画課 港湾局	((公園) (((公園) ((())))))))))	市請申司 環業 保福祖課 ※都市局指	福祉局生活衛生課
関係課処理欄	地指指定	区計画 導 課 建築物 そ	事業管理の他判定(建築指	景観政策課 導部) ※建築住宅局類 (日間間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	まち再生推	理欄 名 **	添付図□ 無報	· 宅造関係調育区画整理法第 区画整理法第 計画法第53条 局 道路)計画課 整課 経営	((公園) (((公園) ((())))))))))	市請申司 環業 保福祖課 ※都市局指	調) 福 祉 局 生活衛生課 「音導課処理欄 月
関係課処理欄	地指指定	区計画 導 課 建築物 そ	事業管理の他判定(建築指	景観政策課 導部) ※建築住宅局類 (日間間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	まち再生推 塗築指導部処 連築安全	理欄 名 **	添付図□ 無報	· 宅造関係調育区画整理法第 区画整理法第 計画法第53条 局 道路)計画課 整課 経営	((公園) (((公園) ((())))))))))	市請申司 環業 保福祖課 ※都市局指	調) 福 祉 局 生活衛生課 「音導課処理欄 月
関係課処理欄	地指指定	区計画 導 課 建築物 そ 重 路	事業管理の他判定(建築指	景観政策課 導部) ※建築住宅局類 (本) 中国 開刊記述 建築環境	まち再生推 塗築指導部処 連築安全	- 理欄 名 ** ビル防災対:	添付図 開発 出市	 ・宅造関係調 区画整理法第 計画法第53条 局 道路) 計画課 整課 経済局 経済局 経済局 経済局 経済局 経済局 	((公園) (((公園) ((())))))))))	市請申司 環業 保福祖課 ※都市局指	調) 福 祉 局 生活衛生課 「音導課処理欄 月

- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 同一敷地における、建築物と工作物の届出は別にして下さい。
- 4 変更の届出をする場合は、変更の内容並びに事前届出書の受付の年月日及び番号を特記事項の欄に記入してください。また、第三面、図面の変更箇所にマーキングをして下さい。
- 5 ※の欄は、記入しないでください。
- 6 添付図書として、次の図書を添え提出してください。 (図書はA4版またはA3版で作成してください。)
 - (1)建築物(用途変更の場合も同様):建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は、立面図および断面図は必要ありません)
 - (2)工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの):建築確認申請書第2面の写し、付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図

神戸市各担当課記入面

前面道路の取り扱いに関して次のとおり意見します。	(建築住宅局建築安全課整備係道路調査担当)
必要となる手続などに関して次のとおり意見します。	
日付·担当課	意見等
	規定に関して次のとおり意見します。
□ 屋外広告物法第3条/神戸市屋外広告物条例	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
The second secon	(建設局道路部管理課)
□ 港湾法第40条第1項/神戸港の臨港地区内の分区における	
構築物の規制に関する条例	(港湾局経営課)
□ 駐車場法第20条/建築物に附置すべき駐車施設に関する条	
	(建築住宅局建築安全課)
□ 流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項	
	(都市局事業管理課)
□ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に	
神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	(建設局追路部計画課)
□ 都市計画法第53条第1項	(都市局指導課)
<u></u> 特記事項	(油川/町1日守林/
가 무니 가 다 구 ' 자	

※この通知書は、確認申請に際し、必要となる手続きや意見・情報等を通知したものであり、「建築基準関係規定」について審査したものではありません。「建築基準関係規定」については、確認申請を提出された指定確認検査機関等で審査されます。

備考 この面は、記入しないでください。

	届出事項	質に関する	通知書					
			※令和	Π̈́	年	月	日	
住 所 氏 名 (法人にあっては, 名称及び代表者名			様					
			神戸市長	久元	喜	造	印	
の届出については,	意等をまもりそだてる条例第 本通知に添付の図書又は 3第2項の規定により、次の	は書面に明	示されている					
			必要書類 開発·宅造関 土地区画整理 都市計画法第	里法第76纟	(市 条許可申			
※ ■ 裏面,別	紙のとおり,意見を付しまっ	<i>f</i> .						
□ 意見あり	ません。							
)
建築場所 (所在及び地番)	神戸市	区						
※事前届出書の 受付日及び番号				第			号	

- 備考 1 ※の欄は、記入しないでください。
 2 添付図書として、次の図書を添え提出してください。 (図書はA4版またはA3版で作成してください。)
 ・建築物(用途変更の場合も同様):建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・
 断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は、立面図および断面図は必要ありません)
 - ・工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの):建築確認申請書第2面の写し、 付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図

神戸市各担当課記入面

前面道路の取り扱いに関して次のとおり意見します。	(建築住宅局建築安全課整備係道路調査担当)
必要となる手続などに関して次のとおり意見します。	
日付·担当課	意見等
	規定に関して次のとおり意見します。
□ 屋外広告物法第3条/神戸市屋外広告物条例	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
THE STATE OF THE S	(建設局道路部管理課)
□ 港湾法第40条第1項/神戸港の臨港地区内の分区における	
構築物の規制に関する条例	(港湾局経営課)
□ 駐車場法第20条/建築物に附置すべき駐車施設に関する条	
	(建築住宅局建築安全課)
□ 流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項	
	(都市局事業管理課)
□ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に	
神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	(建設局追路部計画課)
□ 都市計画法第53条第1項	(都市局指導課)
<u></u> 特記事項	(油川/町1日守林/
가 무니 가 다 구 ' 자	

※この通知書は、確認申請に際し、必要となる手続きや意見・情報等を通知したものであり、「建築基準関係規定」について審査したものではありません。「建築基準関係規定」については、確認申請を提出された指定確認検査機関等で審査されます。

備考 この面は、記入しないでください。